



佐賀県公報

平成18年
6月2日
(金曜日)
第12761号

(◎は、県規則集に登載する。)

目次

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民総動員)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (短 工 誌)
- 基本測量の実施 (十 班 長 誌)

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年7月18日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年6月2日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月15日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 さがエクスパートタウン

- (2) 代表者の氏名 長谷川 照

- (3) 主たる事務所の所在地

- (3) 佐賀県佐賀市神野西二丁目5番22号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀県内の各分野における専門家等をネットワーク化し、地域文化、地域づくりでの活用可能な組織を構築することによって、佐賀

の文化や地域資源の創造と質的向上を目指し、佐賀の地域的価値を高めて豊かな地域社会を構築することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成18年6月2日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ハイマート武雄店

- 武雄市武雄町大字武雄5771番地

- (2) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗の名称

- (変更前)

- すぎやストアー武雄店FC

- (変更後)

- ハイマート武雄店

- イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

- (変更前)

- 鹿島市大字高津原4096番地1

- (変更後)

- 武雄市武雄町大字武雄5771番地

- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び

- に法人にあっては代表者の氏名

- (変更前)

- ① 株式会社エヌワールド

<p>代表取締役 下田俊弘 鹿島市浜町1213番地 1</p> <p>② 株式会社フレッシュてらかわ 代表取締役 寺川定男 鹿島市大字森1323番地</p> <p>③ 株式会社宮園電工 代表取締役 宮園李治 鹿島市大字高津原41番地の3</p> <p>④ 山口文子 鹿島市大字納富分3094番地 4 (変更後)</p> <p>① 株式会社ハイマート 代表取締役 後藤圭介 福岡市中央区五丁目4番1号</p> <p>② 株式会社宮園電工 代表取締役 宮園李治 鹿島市大字高津原41番地の3</p> <p>③ 山口文子 鹿島市大字納富分3094番地 4</p> <p>(3) 変更した年月日 平成17年6月24日</p> <p>2 届出年月日 平成18年4月19日</p> <p>3 関係書類の総覧 (1) 総覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 総覧期間</p>	<p>平成18年6月2日から 平成18年10月1日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、総覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。</p> <p>平成18年6月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 作業種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)</p> <p>2 作業期間 平成18年6月12日から平成19年1月31日まで</p> <p>3 作業地域 唐津市、伊万里市、東松浦郡玄海町</p>
---	--

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

